

当協会では、デジタル化の動向を踏まえながら、利用者の利便性の更なる向上を図るため、使用料返還申請書と還付に伴う領収書に必要な押印の見直しを実施します。

1 対象書類

- (1) 高松市スポーツ施設使用料返還申請書
- (2) 領収書（還付）

2 実施開始日

令和6年7月1日（月）

3 変更内容

項目	申請者本人の場合	代理人の場合
押印する場合	現行のとおり	現行のとおり
押印しない場合	(1) 必要な書類 ・ 還付対象の領収書 (2) 書類の記入 ・ 署名のみ	(1) 必要な書類 ・ 還付対象の領収書 ・ 代理人の本人確認ができる証明書（免許証等） (2) 書類の記入 ・ 代理人の署名と電話番号の記入